

## 国立研究開発法人国立環境研究所組織規程

平成 18 年 4 月 1 日規程第 1 号 平成 22 年 4 月 12 日 一部改正  
平成 23 年 3 月 31 日 一部改正 平成 23 年 7 月 8 日 一部改正  
平成 24 年 3 月 22 日 一部改正 平成 24 年 9 月 7 日 一部改正  
平成 25 年 3 月 27 日 一部改正 平成 26 年 1 月 10 日 一部改正  
平成 27 年 3 月 13 日 一部改正 平成 28 年 3 月 31 日 一部改正  
平成 29 年 3 月 23 日 一部改正 平成 30 年 3 月 15 日 一部改正  
平成 30 年 11 月 9 日 一部改正 平成 31 年 3 月 26 日 一部改正

### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の組織及び職制について定めることを目的とする。

### 第 2 章 本部及び支部

(本部)

**第 2 条** 研究所は、茨城県つくば市に本部を置く。

(支部)

**第 3 条** 研究所は、福島県田村郡三春町に福島支部を置く。

### 第 3 章 組織及び業務

#### 第 1 節 企画・管理・情報部門

(企画・管理・情報部門の組織)

**第 4 条** 研究所に、企画・管理・情報部門として、次の部及び室を置く。

- (1) 企画部
- (2) 総務部
- (3) 環境情報部
- (4) 監査室

(企画部の組織)

**第 5 条** 企画部に、企画室、研究推進室、広報室及び国際室を置く。

(企画室)

**第 6 条** 企画室は、研究所の経営の基本方針の企画及び立案並びに研究所の業務の実施に係る総合調整の業務を行う（企画部の他室の所掌に係るものを除く。）。

(研究推進室)

**第 7 条** 研究推進室は、研究所の研究評価等研究の推進に係る企画及び立案並びにその実施に係る総合調整の業務を行う。

(広報室)

**第 8 条** 広報室は、研究所の広報に係る業務の企画及び立案並びにその実施に係る総合調整の業務を行う。

(国際室)

**第 9 条** 国際室は、研究所の環境研究に関する国際交流、国際協力の推進に係る業務の企画及び立案並びにその実施に係る総合調整の業務を行う。

(総務部の組織)

**第 10 条** 総務部に、総務課、人事課、会計課及び施設課を置く。

(総務課)

**第 11 条** 総務課は、次の業務を行う。

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 理事長の公印及び所印の保管に関すること。
- (3) 文書の受付、配布及び保存に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(人事課)

**第 12 条** 人事課は、次の業務を行う。

- (1) 人事管理に関すること。
- (2) 職務能力の向上に関すること。
- (3) 表彰、栄典及び懲罰に関すること。

(会計課)

**第 13 条** 会計課は、次の業務を行う。

- (1) 収支予算、決算、資金管理及び財務諸表の作成・公表に関すること。
- (2) 契約に関すること。
- (3) 固定資産、物品及び知的財産権の管理に関すること。

(施設課)

**第14条** 施設課は、次の業務を行う。

- (1) 調査及び研究に関する共用の施設の保守、運転及び保安に関すること。
- (2) 建築物及び設備の工事計画、設計及び施工に関すること。
- (3) 施設の利用に係るエネルギーに関すること。

(環境情報部の組織)

**第15条** 環境情報部に、情報企画室、情報整備室及び情報管理室を置く。

(情報企画室)

**第16条** 情報企画室は、次の業務を行う。

- (1) 環境情報に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 研究成果の出版及び普及に関すること。
- (3) 国立環境研究所ホームページの管理及び運営に関すること。
- (4) 図書室の管理及び運営並びに研究成果等の蓄積及び提供に関すること。

(情報整備室)

**第17条** 情報整備室は、環境保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関する業務を行う。

(情報管理室)

**第18条** 情報管理室は、次の業務を行う。

- (1) 電子計算機及びその関連システムの管理及び運用に関すること。
- (2) ネットワークシステムの管理及び運用に関すること。
- (3) 情報技術に基づく研究所の業務の効率化の支援に関すること。
- (4) 情報セキュリティ対策に関すること。

(監査室)

**第19条** 監査室は、理事長及び監事を補佐し、監査等の業務を行う。

## 第2節 研究実施部門

(研究実施部門の組織)

**第20条** 研究所に、研究実施部門として、次の研究センター及び福島支部を置く。

- (1) 地球環境研究センター
- (2) 資源循環・廃棄物研究センター
- (3) 環境リスク・健康研究センター
- (4) 地域環境研究センター
- (5) 生物・生態系環境研究センター
- (6) 社会環境システム研究センター
- (7) 環境計測研究センター
- (8) 福島支部

(地球環境研究センター)

**第21条** 地球環境研究センターは、地球環境保全に関し、気候変動をはじめとする地球環境問題の解決に資するため、地球環境研究分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

- 2 地球環境研究センターに、衛星観測センターを置く。地球環境研究センターに、地域環境研究センター、生物・生態系環境研究センター及び社会環境システム研究センターと共管の気候変動適応センターを置く。
- 3 地球環境研究センターに、別表に掲げる室を置く。

(資源循環・廃棄物研究センター)

**第22条** 資源循環・廃棄物研究センターは、循環型社会形成のための資源の循環的・効率的な利用と、廃棄物等の環境負荷の低減に資するため、資源循環・廃棄物研究分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

- 2 資源循環・廃棄物研究センターに、別表に掲げる室を置く。

(環境リスク・健康研究センター)

**第23条** 環境リスク・健康研究センターは、様々な環境要因が人の健康及び環境・生態系に及ぼす影響及び環境リスクの低減並びに人の健康及び環境・生態系の安全確保に資するため、環境リスク研究分野及び環境健康研究分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

- 2 環境リスク・健康研究センターに、エコチル調査コアセンターを置く。
- 3 環境リスク・健康研究センターに、別表に掲げる室を置く。

(地域環境研究センター)

**第 24 条** 地域環境研究センターは、アジアを中心とする海外及び国内における地域環境問題の解決に資するため、地域環境研究分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

2 地域環境研究センターに、地球環境研究センター、生物・生態系環境研究センター及び社会環境システム研究センターと共管の気候変動適応センターを置く。

3 地域環境研究センターに、別表に掲げる室及び分室を置く。

(生物・生態系環境研究センター)

**第 25 条** 生物・生態系環境研究センターは、生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用の実現に資するため、生物・生態系環境研究分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

2 生物・生態系環境研究センターに、地球環境研究センター、地域環境研究センター及び社会環境システム研究センターと共管の気候変動適応センターを置く。

3 生物・生態系環境研究センターに、別表に掲げる室及び分室を置く。

(社会環境システム研究センター)

**第 26 条** 社会環境システム研究センターは、環境問題の根源となる人間の社会経済活動を持続可能なものにする環境と経済が両立した社会への転換に資するため、社会環境システム分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

2 社会環境システム研究センターに、地球環境研究センター、地域環境研究センター及び生物・生態系環境研究センターと共管の気候変動適応センターを置く。

3 社会環境システム研究センターに、別表に掲げる室を置く。

(環境計測研究センター)

**第 27 条** 環境計測研究センターは、環境保全の基盤となる計測データ質の保証と管理の充実、環境計測手法や生体影響評価手法等の開発・高度化、新たな環境悪化の懸念要因の発見やその評価等に資するため、環境計測研究分野の調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

2 環境計測研究センターに、別表に掲げる室を置く。

(福島支部)

**第 28 条** 福島支部は、災害と環境に関する研究並びにこれに附帯する業務を行う。

2 福島支部に、管理課を置く。

3 管理課は、次の業務を行う。

(1) 福島支部の業務に係る企画及び調整に関すること。

(2) 福島支部における安全衛生に関すること。

(3) 福島支部における契約に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、福島支部の所掌事務で他の所掌に属さないものに関する

こと。

- 4 福島支部に、別表に掲げる室を置く。

### 第3節 研究事業連携部門

(研究事業連携部門の組織)

**第29条** 研究所に、研究事業連携部門を置く。

- 2 研究事業連携部門の組織については、別に定める。

(研究事業連携部門)

**第30条** 研究事業連携部門は、研究所の研究と密接な関係を有し、組織的かつ継続的に実施することが必要かつ有効な業務であって、研究所が国内外で中核的役割を担うべきもの(以下「研究事業」という。)の連携に係る重要事項に関する企画及び管理並びに連携の実施に係る国内外の調整の業務を行う。

### 第4節 その他

(係の設置)

**第31条** 企画・管理・情報部門及び研究実施部門に、別に定めるところにより係を置くことができる。

- 2 係の所掌業務については、別に定める。

## 第4章 職制

(企画部長)

**第32条** 企画部に、企画部長を置く。

- 2 企画部長は、企画部の業務を掌理する。

(次長)

**第33条** 企画部に、次長を置く。

- 2 次長は、企画部長を補佐し、企画部の業務を整理する。

(室長)

**第34条** 企画部及び環境情報部の室に、室長を置く。

- 2 室長は、室の業務を掌理する。

(主席研究企画主幹)

**第 35 条** 企画部に、主席研究企画主幹を置くことができる。

2 主席研究企画主幹は、上司の命を受けて、企画部の業務のうち重要事項に関する業務を整理する。

(研究企画主幹)

**第 36 条** 企画室、研究推進室、広報室及び国際室に、研究企画主幹を置く。

2 研究企画主幹は、上司の命を受けて、室の業務のうち重要事項に関する業務を行う。

(総務部長)

**第 37 条** 総務部に、総務部長を置く。

2 総務部長は、総務部の業務を掌理する。

(課長)

**第 38 条** 総務部及び福島支部の課に、課長を置く。

2 課長は、課の業務を掌理する。

(環境情報部長)

**第 39 条** 環境情報部に、環境情報部長を置く。

2 環境情報部長は、環境情報部の業務を掌理する。

(監査室長)

**第 40 条** 監査室に、監査室長を置く。

2 監査室長は、監査室の業務を掌理する。

(監査主幹)

**第 41 条** 監査室に、監査主幹を置く。

2 監査主幹は、監査室の業務のうち重要事項に関する業務の処理を行う。

(研究センター長)

**第 42 条** 研究センターに、研究センター長を置く。

2 研究センター長は、研究センターの業務を掌理する。

3 研究センター長について、センター長と呼称することができる。

(福島支部長)

**第 43 条** 福島支部に、福島支部長を置く。

2 福島支部長は、福島支部の業務を掌理する。

(部門長)

**第44条** 研究事業連携部門に、部門長を置く。

2 部門長は、研究事業連携部門の業務を掌理する。

(連携総括)

**第45条** 研究事業連携部門に、連携総括を置く。

2 連携総括は、部門長を補佐し、研究事業連携部門の業務を整理する。

(副研究センター長)

**第46条** 地球環境研究センター、資源循環・廃棄物研究センター、環境リスク・健康研究センター、地域環境研究センター、生物・生態系環境研究センター及び社会環境システム研究センターに、副研究センター長を置く。

2 副研究センター長は、研究センター長を補佐し、研究センターの業務を整理する。

3 副研究センター長について、副センター長と呼称することができる。

(衛星観測センター長)

**第46条の2** 地球環境研究センターに、衛星観測センター長を置く。

2 衛星観測センター長は、温室効果ガス観測技術衛星（その後継機を含む。）に関する事業のうち研究所が担う業務を掌理する。

(エコチル調査コアセンター長)

**第47条** エコチル調査コアセンターに、エコチル調査コアセンター長を置く。

2 エコチル調査コアセンター長は、子どもの健康と環境に関する全国調査の業務を掌理する。

(次長)

**第48条** エコチル調査コアセンターに、次長を置く。

2 次長は、エコチル調査コアセンター長を補佐し、エコチル調査コアセンターの業務を整理する。

(気候変動適応センター長)

**第48条の2** 気候変動適応センターに、気候変動適応センター長を置く。

2 気候変動適応センター長は、気候変動適応に関する業務であって研究所が担う業務を掌理する。

3 理事長は、気候変動適応センター長を研究所外の者に委嘱することができる。

(気候変動適応副センター長)

**第48条の3** 気候変動適応センターに、気候変動適応副センター長を置く。

2 気候変動適応副センター長は、気候変動適応センター長を補佐し、気候変動適応センターの業務を整理する。

(研究グループ長)

**第49条** 福島支部に、研究グループ長を置く。



2 研究グループ長は、福島支部長を補佐し、福島支部の研究業務を整理する。

(研究調整主幹)

**第 50 条** 研究実施部門に、研究調整主幹を置く。

2 研究調整主幹は、上司の命を受けて、研究実施部門の業務のうち重要事項の調整に関する業務を行う。

(室長及び分室長)

**第 51 条** 研究実施部門の室及び分室に、室長及び分室長を置く。

2 室長は、室の業務を掌理する。

3 分室長は、分室の業務を掌理する。

(主席研究員)

**第 52 条** 研究実施部門に、主席研究員を置くことができる。

2 主席研究員は、上司の命を受けて、研究実施部門の特定の研究課題について、調査及び研究並びに研究の指導及び管理に関する業務を行う。

(主任研究員)

**第 53 条** 研究実施部門の室に、主任研究員を置くことができる。

2 主任研究員は、上司の命を受けて、室の特定の研究課題について、調査及び研究並びに研究の指導及び管理に関する業務を行う。

(主幹)

**第 54 条** 地球環境研究センターに、主幹を置く。

2 主幹は、地球環境研究センター長を補佐し、係長を指揮監督し、地球環境研究センターの業務の処理を行う。

(課長補佐)

**第 55 条** 総務課、人事課、会計課及び施設課に、課長補佐を置く。

2 課長補佐は、課長を補佐し、係長を指揮監督し、課の業務の処理を行う。

(室長補佐)

**第 56 条** 企画部、環境情報部、エコチル調査コアセンター及び気候変動適応センターの室に、室長補佐を置くことができる。

2 室長補佐は、室長を補佐し、係長を指揮監督し、室の業務の処理を行う。

(専門職)

**第 57 条** 課及び室に、別に定めるところにより専門職を置くことができる。

2 専門職は、別に定めるところにより課又は室の業務の一部を分掌する。

(主査)

**第 58 条** 課及び室に、主査を置くことができる。

2 主査は、課又は室の業務の一部を分掌する。

(係長)

**第 59 条** 係に係長を置く。

2 係長は、係の分掌業務を処理する。

(主任)

**第 60 条** 係に、主任を置くことができる。

2 主任は、係長を助け、係の業務を処理する。

## 第 5 章 参与等

(参与)

**第 61 条** 研究所に、その業務の運営に関する重要事項について理事長の諮問に応じさせるため、参与を置くことができる。

2 参与は、理事長が委嘱する。

(連携研究グループ長)

**第 62 条** 研究所に、その研究業務のうち理事長が指定する業務を担わせるため、連携研究グループ長を置くことができる。

2 連携研究グループ長は、理事長が委嘱する。

(委員会)

**第 63 条** 研究所に、業務上の特定事項について調査及び審議するため委員会を置くことができる。

2 委員会の設置、構成等は別に定める。

3 委員会の委員は、理事長が任命する。

(雑則)

**第 64 条** この規程に定めるもののほか、研究所の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

(施行期日)

**第 1 条** この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 改正附則（平成 22 年 4 月 12 日）

(施行期日)

**第 1 条** この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**改正附則（平成 23 年 3 月 31 日）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**改正附則（平成 23 年 7 月 8 日）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 23 年 7 月 8 日から施行する。

**改正附則（平成 24 年 3 月 22 日）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**改正附則（平成 24 年 9 月 7 日）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 24 年 9 月 7 日から施行する。

**改正附則（平成 25 年 3 月 27 日）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**改正附則（平成 26 年 1 月 10 日）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

**改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**改正附則（平成 28 年 3 月 31 日）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**改正附則（平成 29 年 3 月 23 日）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**改正附則（平成 30 年 3 月 15 日）**

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

改正附則（平成30年11月9日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

改正附則（平成31年3月26日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する

別表（第21条から第28条関係）

| 区 分            | 所 属 室 名  |
|----------------|--|
| 地球環境研究センター     | 炭素循環研究室<br>地球大気化学研究室<br>衛星観測研究室<br>物質循環モデリング・解析研究室<br>気候モデリング・解析研究室<br>気候変動リスク評価研究室<br>大気・海洋モニタリング推進室<br>陸域モニタリング推進室<br>地球環境データ統合解析推進室 |
| 衛星観測センター       |  |
| 気候変動適応センター     | 気候変動影響観測・監視研究室（地域環境研究センター及び生物・生態系環境研究センターと共管）<br>気候変動影響評価研究室（社会環境システム研究センターと共管）  |
| 資源循環・廃棄物研究センター | 循環型社会システム研究室<br>国際資源循環研究室<br>基盤技術・物質管理研究室<br>循環利用・適正処理処分技術研究室<br>国際廃棄物管理技術研究室  |
| 環境リスク・健康研究センター | 生態毒性研究室<br>曝露影響計測研究室<br>生態系影響評価研究室<br>リスク管理戦略研究室<br>統合化健康リスク研究室<br>病態分子解析研究室<br>生体影響評価研究室<br>曝露動態研究室<br>環境疫学研究室                        |

|                |              |   |
|----------------|--------------|---|
|                | エコチル調査コアセンター | 研究事業室   |
| 地域環境研究センター     |              | 大気環境モデリング研究室<br>広域大気環境研究室<br>湖沼・河川環境研究室<br>海洋環境研究室<br>土壌環境研究室<br>環境技術システム研究室<br>琵琶湖分室（生物・生態系環境研究センターと共管）                              |
|                | 気候変動適応センター   | 気候変動影響観測・監視研究室（地球環境研究センター及び生物・生態系環境研究センターと共管）   |
| 生物・生態系環境研究センター |              | 生物多様性評価・予測研究室<br>生態リスク評価・対策研究室<br>環境ストレス機構研究室<br>生態系機能評価研究室<br>生物多様性保全計画研究室<br>生物多様性資源保全研究推進室<br>環境ゲノム科学研究推進室<br>琵琶湖分室（地域環境研究センターと共管） |
|                | 気候変動適応センター   | 気候変動影響観測・監視研究室（地球環境研究センター及び地域環境研究センターと共管）   |
| 社会環境システム研究センター |              | 統合環境経済研究室<br>広域影響・対策モデル研究室<br>地域環境影響評価研究室<br>環境社会イノベーション研究室<br>環境政策研究室  |
|                | 気候変動適応センター   | 気候変動適応推進室<br>気候変動影響評価研究室（地球環境研究センターと共管）<br>気候変動適応戦略研究室  |
| 環境計測研究センター     |              | 応用計測化学研究室<br>基盤計測化学研究室<br>動態化学研究室<br>遠隔計測研究室<br>反応化学計測研究室<br>画像・スペクトル計測研究室  |
| 福島支部           |              | 汚染廃棄物管理研究室<br>環境影響評価研究室<br>地域環境創生研究室<br>災害環境管理戦略研究室   |